

支 払 基 金
平成 2 4 年 3 月 1 9 日

特定器材マスターの改定について

平成 2 4 年 3 月 1 9 日付け厚生労働省告示第 1 3 9 号により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 9 3 号）」の一部が改正されたことから、別添の特定器材マスターの「項番 3 3 : D P C 適用区分」を「 0 」から「 1 」へ変更しました。